

<内容(概要)>

(1) 説明 「人権教育の推進について」

人権・地域教育課 指導主事

人権教育の推進にあたっては、「人権教育の推進についての基本方針」に則り「人権教育推進プラン」に沿って、「自己実現の視点」「共生の視点」「人間関係づくりの視点」という3つの視点と、「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」という4つの側面に照らしつつ、教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。その際には教職員の資質・実践力の向上を図るとともに、人権教育学習資料集「なかまとともに」を積極的に活用いただきたい。

(2) 人権教育研究指定校実践報告

『自らの生き方をつくる子』の育成～「学び合い」と「問題解決型の人権教育」を両輪として～

上牧町立上牧小学校

平成25年～28年度の4か年にわたる、文部科学省・県教育委員会人権教育研究指定校としての取組を報告。「学び合い」の学習を積み重ねていく中で、一人一人の子どもが教室の中で安心した居場所を築き、自尊感情を高めてきた。その中で培った「信頼する他者の力を借りながら、自らの生き方を切り拓いていく力」が、やがて様々な人権課題に出会った時に主体的にその課題に向き合い解決していくことにつながると考える。



(3) 講演 「部落問題の現状と課題」

講師 県立同和問題関係史料センター 所長 奥本武裕

・ 昨年「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたが、具体的な教育・啓発の内容を構築していくためには、今一度、「部落差別とは何か」「部落問題の現状」「問題解決に向けた取組」等について、問い直していくことが必要である。

・ 各種の調査結果からも、「社会意識としての差別意識」は、現在もほとんど解消していないことは明らかであり、その解決のために、新しい教育内容を構築していくことが必要である。

・ 部落問題を、日本社会における「多様な人権課題の一つ」「社会的関係の問題」として位置付け、部落問題を生起させ存続させてきた地域社会について学ぶことを通じて、その解決を目指していくことが大切である。そのためには、地域を深く理解し、子どもたちにどのような認識を持たせたいかを明確にしたうえで、地域の実情に即した題材を発掘・選択し、教材を作成し活用していくことが必要である。



<参加者の感想から>

[実践報告]

・ 系統立てた人権教育の必要性や、子どもたちどうしの考えや思いの出し合い、また、それを受け止め合う中で、子どもたちは、教師が伝えることよりもっと大きな成長を感じられるということに気づかされた。

・ このような実践を拡げていくことが、具体的な「従来の啓発・教育」の見直しであり、後の講演にあった意識調査に見える課題への対策の一つであると思う。

[講演]

・ 今まで、部落問題について「知っている、わかっている」と自分なりに思っていた部分があったが、部落問題の現状をきちんと理解できていなかったこと、自分の認識が甘かったこと等、講演を通じて改めて知る機会となり、大変有意義な時間となった。